

料金後納郵便
個人型
確定拠出年金

親展

105-0011
東京都港区六本木1-2-3

年金 一郎 様



重要 小規模企業共済等掛金控除証明書
年末調整 や 確定申告 の際に必要です。



国民年金基金連合会

00000001

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
電話 0570-003-105
(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6627-9059)



ご案内は内側にあります。

矢印方向にゆっくりでいいい開いて中をご覧ください。 0000001#
裏面からも同様に左下より開いて中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

見本

基礎年金番号 0101-011120

令和 8 年 中に払い込まれた個人型年金の掛金額は以下の通りです
(令和 8 年 10 月 15 日現在)

掛金額の内訳

1 月引落	*****	
2 月引落	*****	
3 月引落	*****	
4 月引落	¥0-	
5 月引落	¥136,000-	2 ヶ月分収納
6 月引落	¥68,000-	
7 月引落	¥68,000-	
8 月引落	¥0-	未納 (資金不足)
9 月引落	¥68,000-	
10 月引落	*****	
11 月引落	*****	
12 月引落	*****	
本年 9 月までに払い込まれた金額		¥340,000-
10～12 月に払い込まれる予定金額		¥204,000-
合計金額		¥544,000-

「10～12 月に払い込まれる予定金額」とは、
3 ヶ月分の予定引落金額の合計です

*** お問い合わせ先 ***

(各種変更手続き) 確定拠出年金保険
電話 0123-456-789

(払込証明書の照会) 国民年金基金連合会
電話 0570-003-105 (050で始まる電話の場合 03-6627-9059)

LH0801

確定申告や年末調整の際には
このページを添付してください

重要

令和 8 年分小規模企業共済等掛金払込証明書
確定拠出年金 (個人型年金)

氏名 年金 一郎

住所 東京都港区六本木1-2-3

本年 9 月までに払い込まれた金額	¥340,000-
10～12 月に払い込まれる予定金額	¥204,000-
合計金額	¥544,000-

令和 8 年 10 月 15 日 発行

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会



(オモテ_見本)



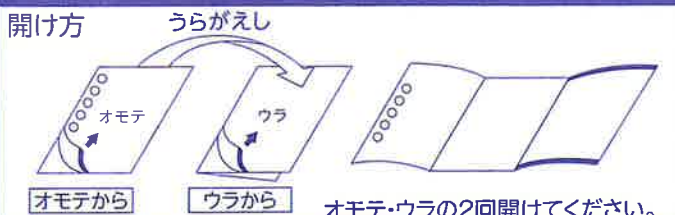
この「小規模企業共済等掛金控除証明書」は、年末調整・確定申告の際にご提出いただくものです。大切に保管してください。

この証明書のご説明はこちら
(電子交付も可能です。)

(https://www.ideco-koushiki.jp/library/#archive_cateogry_shotokukoujo)

控除証明書に関するよくあるご質問

(https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/faq_kojoyo.pdf)



この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。
裏面にもご案内があります。同様に左下よりはがして中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金の 所得控除証明について

1. お客様が払い込んだ個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金は、全額所得控除 (小規模企業共済等掛金控除) の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。
2. この証明書は、確定申告や年末調整 (給与所得者の場合) の際に、添付してください。
3. この証明書は、1月から12月までに払い込んだ掛金 (または払い込む予定の掛金) の総額を証明するものです。掛金の払込中止や金額変更を行った場合や、掛金未納・加入者資格喪失等の事態が生じた場合は、その要因が引落金額の右側に記載され、金額が変更されています。年末調整申告後、10月~12月に払い込まれる金額が変更になった場合は、申告額を修正していただく必要があります。
4. この証明書にかかわるご照会は、内側に記載されている (払込証明書の照会) にお問合せください。
5. この証明書は、加入者本人の個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金の所得控除の申告以外には使用できません。

申告書の記入箇所

- ・控除を受けられる場合は申告書の次の欄に、この証明書に記載の「合計金額」を記入してください。
- (1) 税務署に確定申告書で申告する場合
「小規模企業共済等掛金控除」欄
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書に記入する場合
(会社員の方が会社に年末調整を申告する場合)
規定用紙の右下の「小規模企業共済等掛金控除」欄の「個人型又は企業型年金加入者掛金」欄

* 払込証明書の再発行について

払込証明書の再発行を希望される場合は、内側に記載の受付金融機関にお申し出ください。

令和8 (2026) 年12月から

- ① iDeCoの加入可能年齢が上げられます
- ② 毎月の拠出限度額が上げられます (※)
(※第3号被保険者の方を除く)

◆ 上記①②の制度改正についてお知りになりたい場合

厚生労働省のホームページにおいて、令和7 (2025) 年の制度改正について説明をしていますので、ご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2025kaisei.html>



◆ 掛金額・掛金拠出方法など、ご変更をご希望の場合

令和8 (2026) 年12月の法施行により、iDeCoの掛金の拠出限度額が上げられます。掛金額の変更や拠出回数の変更 (月別指定から毎月定額拠出への変更) をご希望の場合は、内側に記載された運営管理機関までご連絡いただき、お手続きください。

iDeCo加入者にかかる手数料見直しのお知らせ

今般、物価・人件費の上昇に伴い、個人型確定拠出年金 (iDeCo) にかかる手数料を見直すこととなりましたのでご案内いたします。iDeCoの加入中の手数料が、105円 (掛金拠出時) から120円 (月額) に変更となります。引き続き安定したサービスを提供するため、ご加入者様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。

詳しくはiDeCo公式サイトをご覧ください。

(<https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/leaflet202604.pdf>)

1. 手数料の変更日
令和9 (2027) 年1月26日の掛金引落日から適用します。

2. 手数料の新旧比較

(消費税込)	新	旧
加入中の手数料	120円 (月額)	105円 (拠出時)



※掛金拠出中の方が対象となりますので、掛金引落しが一時停止中の方は別途手続きが必要となります。

(ウラ_見本)